

令和6年度

高齢者元気度アップ・ポイント/ 介護人材確保ポイント



高齢者元気度アップ・ポイント

鹿屋市在住の65歳以上の方

- 介護分野以外のボランティア活動
(例) 障がい者施設での支援・子どもの見守り活動
- 健康増進, 介護予防, 地域貢献学習に関する講演会, 教室等への参加
- 各種健康診査や人間ドック等の受診

介護人材確保ポイント

鹿屋市在住の全ての方

- 介護保険施設等でのボランティア活動
(例) レクリエーション等の参加支援, 食事の配膳, 下膳の補助, 高齢者の話し相手, 施設内清掃
共生型居場所の運営
- 高齢者を支援する活動 ※条件あり
在宅高齢者等への声掛け, 見守り, 有償ボランティア

★対象となる主な活動

高齢者元気度アップ・ポイント				介護人材確保ポイント			
活動内容	付与ポイント数		ポイント付与時期	活動内容	付与ポイント数		ポイント付与時期
	通常	強化月(9月)			通常	強化月(9月)	
介護分野以外のボランティア活動	3	6	当日	介護保険施設等でのボランティア活動	3	6	当日
健康増進, 介護予防, 地域貢献学習に関する講演会, 教室等への参加	1	2		高齢者を支援する活動	3	6	
市が指定する健康診査の受診	5	対象外	後日 受診した項目のわかるもの(結果表, 領収書等)を社協窓口または保健相談センターの窓口へ持参	/			
人間ドッグの受診	5						
各種がん検診の受診	各2						

★ポイント交換

スタンプの数	ポイント付与数	転換交付金等	スタンプの数	ポイント付与数	転換交付金等
0~9個	0ポイント	/	30~39個	30ポイント	3,000円
10~19個	10ポイント	1,000円	40~49個	40ポイント	4,000円
20~29個	20ポイント	2,000円	50個	50ポイント	5,000円

※高齢者元気度アップ・ポイント事業・介護人材確保ポイント事業,それぞれ年間 5,000 円を上限に,現金又は物品(商品券等)と交換できます。(18歳未満の方は,物品との交換になります。)

※但し,ポイントは翌年度へ繰り越すことはできません。

※活動を行った日に,ポイント手帳を忘れた時は,活動日が記入してあるシールをもらい,ポイント手帳に貼ってください。またシールの無い場合はメモ紙等にスタンプを押してもらい,社会福祉協議会窓口へ後日持参してください。(活動日が確認できるものがなければ,スタンプを押すことはできません。)



事業の詳細については、鹿屋市社会福祉協議会のホームページを御覧いただくか、下記までお問合せ下さい。

【鹿屋市社会福祉協議会】電話：0994-44-2277

